

平成26年度
安全保障輸出管理調査報告書
制度・手続編

平成27年3月

一般財団法人 安全保障貿易情報センター

CISTEC

はじめに

安全保障に係る世界情勢は、今年度に入って緊迫の度合いを深めています。中東での ISIL のテロ活動は我が国にとっても衝撃的な事態に発展し、これに伴い、イラク、シリアも緊迫の度合いが増しています。更にウクライナ問題やこれに関連したロシア制裁に関しても予断を許さない緊迫した状況が続いています。北朝鮮の権力構造の急変や、中国の外洋進出の動きなど、東アジア情勢も緊張状態が続いています。更にイランに関し欧米各国の経済制裁が継続される中、輸出の面でも今まで同様に慎重な管理が必要となっているところです。

不安定な世界情勢に対応するために我が国では、数年来、一連の強化策並びに合理化策が施行されたところですが、一方、武器の輸出に関し、明確化・透明性の確保を図るため、防衛装備移転三原則が策定されるなど、輸出管理に係る環境の変化も大きなものがあります。

これらの状況を踏まえて、我々産業界でも懸念国やテロリストの武器調達活動に対し、巻き込まれないことをこれまで以上に注意しなければなりません。輸出管理の実効性は維持しつつも、輸出者に対し負担のより少ない制度とする事など、メリハリをつけたものとなることを期待されるところです。このため今年度においても規制の合理化や、輸出者の負担軽減などを検討してきたところです。また諸外国とも同じ土俵で戦えるよう、Level Playing Fields の観点から、中長期的課題を含め、経済産業省へ要望書として提出するなどの提案活動を強化してきました。幸い、経済産業省におかれましても前向きな検討をしていただき、昨今は産業界全体に大きな影響を与える課題は少なくなってきたと感じています。

また、産業界からの強い要望があった規制番号の国際化についても、経済産業省は産業界との打ち合わせを重ねていただき、EU 規制番号体系への移行に向けて着実に作業を続けていただいております。更に、包括許可制度の改善検討や誓約書に対する簡略化の検討など、一層の規制合理化に向けて意見交換が行われつつあり、これらの提案について、経済産業省におかれましてはぜひ引き続き検討して頂きたいと考えています。

国際的な輸出管理の必要性はますます高まってはいますが、他方で企業活動の円滑な国際展開に向けた環境整備も一層重要になってきています。政府と輸出者が適切な役割分担の下でより一層協力しつつ合理的な輸出管理を遂行していく必要があると感じています。企業は自らの輸出管理の質を向上させるとともに、CISTEC の場を通し、制度、手続、運用等について調査、検討を行い政府に対し適切な提言を行う必要があります。今後もこうした活動に積極的に取り組むことが重要ではないかと考えております。

本報告書は1年間にわたる我々の活動内容をまとめたものであり、各企業の輸出管理の参考となれば幸いです。今後も輸出管理を取り巻く内外の環境の変化を踏まえ、我が国産業界のニーズを反映した部会活動を積極的に推進していく所存であります。

最後になりましたが、部会活動にご尽力頂いた総合部会、専門委員会、分科会の委員の方々並びに我々の活動にご指導とご協力を頂いている経済産業省の皆様に対して敬意を表するとともにお礼を申し上げ、とりまとめのご挨拶とさせていただきます。

平成27年 3月 2日
安全保障輸出管理委員会
総合部会 部会長 渡辺 肇

1. 総合部会の活動方針

総合部会の今年度活動方針および主要課題は、平成26年6月5日に開催された第1回会合において、以下のように合意された。

1) 基本方針

安全保障輸出管理をめぐる状況は、世界情勢を反映していまだ懸念される状況が続いている。北朝鮮では核・ミサイルの開発等、緊迫した情勢が続き、イランの核開発の問題では一応の進展はみたものの予断を許さない。また、近年ではウクライナ情勢に関し目が離せない。

一方、国内では通常兵器キャッチオール規制対象品が拡大され、また、武器輸出三原則等に代わる新たな原則として、「防衛装備移転三原則」が策定されるなど、大きな環境の変動があった。

これらを受け、輸出管理の観点からは従来にも増して注意を怠ってはいけないところである。

われわれ産業界としても、違反を起こさない事はもちろんの事、わが国の安全保障の一翼を担うべく、政府との役割分担を認識しつつ、安全保障輸出管理遂行の責任をあらためて認識しているところであるが、欧米、アジア各国と同じ土俵で戦える仕組みの構築に向け、引き続き努力してゆきたい。

ますますグローバル化が進む企業活動を踏まえ、簡素で効率的な、国際的にハーモナイズされた法制度を目指してゆく。この方針に則り、昨年度の当部会の成果等に基づき、以下の主要課題に積極的に取り組む。

2) 主要課題

(1) 我が国の輸出管理制度・手続のあり方の検討および提言

輸出管理のあり方を見直し、産業界が的確かつ効率的に対応できる制度等の構築に向けての調査、検討及び提言を行う。

- 1) より明確で適切な輸出管理を行うための調査・提言等
- 2) 輸出規制品目番号の国際化実現の活動推進
- 3) 各種制度見直しに関する検討及び経済産業省に対する窓口としての活動

(2) 適正な自主管理のあり方の検討と適切な行政サービスの要望

適正な自主管理のあり方を検討すると共に、行政の適切なサービスを要望する。各国の輸出管理の解釈と運用の継続調査と必要な対応を行う。

- 1) 適正な自主管理のあり方や現状の問題点について活発な議論を行い、合理的かつ適正な管理について実務に基づく提言を行う。そして、企業に過度な負担が掛からない、自主管理の考え方や運用の共有化を図る。
- 2) 海外拠点のための安全保障貿易管理ガイダンスのエリア別ガイダンス作成の検討と積み残しとなっているドイツ向けガイダンス完成の作業を進める。

(3) 輸出管理制度、手続の合理化、簡素化のための調査、検討、要望

1) 経済産業省への提言

- ・包括許可制度等の見直し（経済産業省へ提出済みの「包括許可制度見直しに関する要望（平成26年2月）」のフォローを含む。）

2) 法令等の合理化の検討・要望

- ・技術の定義等の明確化

3) 経済産業省へ提出した要望のフォロー

- ・「仕向け地の再整理に向けて」の要望書（平成 25 年 10 月）
- ・「装置内蔵プログラムの貨物機能みなし判定化に関する要望」（平成 25 年 12 月）
- ・「外国における居住者間の技術提供に関する規制除外要望」（平成 24 年 1 月）

4) アンケート結果に基づく検討項目

5) ガイダンス・マニュアルの検討

- ① 許可申請に係る Q&A マニュアルの発刊に向けた継続検討
- ② 「役務取引ガイダンス」の改訂、整備
- ③ その他のガイダンス、マニュアルの改訂検討

(4) 国際交流の推進、および海外法制度の調査・分析

1) 国際交流の推進

国際交流の目的は、米・欧・アジア主要国をはじめとする海外各国の輸出管理当局、産業団体、企業、研究機関等との交流を図り、輸出管理制度に関する相互理解を深め、延いては国際的な輸出管理制度のハーモナイゼーションの促進に貢献することにある。その中で、今年度は特に次の点に重点を置いて活動する。

i. 米国

- ① 米国輸出管理制度の成り行きをよく監視し、米国産業界とも連携のうえ、必要に応じた改善実現のための行動をとること。
- ② 新たに接点ができたと DOS Office of Sanctions Policy & Implementation との関係を維持し、米国制裁に関し必要に応じて意見や要求を述べること。
- ③ 同様に昨年度初めて訪問した国連各パネルとの関係を維持し、交流を深めること。
- ④ 昨年度初めて面談した CEEC を含め、産業団体との協力関係を深めること。

ii. 欧州

欧州委員会が EU の輸出管理制度改革を実現するためには、多様な意見を集約し、その先にある複雑で困難な交渉の道乗り越える必要がある。よって我々としても、制度改革が進行中である EU の動きを引き続き注視してゆく。その中で次回訪問の具体的なテーマを抽出し、必要な行動をとることとしたい。また、英、独、仏等主要国に加え、中東欧諸国等への訪問を行うことにより、よりバランスのとれた知見及び見識を得ることも考慮する必要がある。

iii. アジア

過去数年来、アジア訪問が議論されてきたが、昨年度は、分科会の一部メンバーによる ASEAN 政府職員を対象とするセミナー(ASEAN 事務局と米国 USAID 共催)にて民間企業のベストプラクティスの説明の機会を得ることが出来、また、台湾経済部国際貿易局との面談を実施し、意見交換を行うことが出来た。これを機に、分科会の活動として、アジア諸国の政府当局及び民間企業との対話の促進に繋げていきたい。尚、アンケート結果を考慮する等、今後の活動の在り方を引き続き討議する必要がある。

2) 海外法制度調査・分析

世界各国の輸出管理法制度は、国際輸出管理レジーム等を通じて国際間のハーモナイゼーションの促進が図られているとはいえ、その国情、歴史的背景、地域的背景等があり、実際の輸出管理は各国固有の法制度の下で行われている。更には、それら法制度もその時々国際政治や安全保障環境等の変化に応じて変化している。よって、海外法制度分科会では、米国及び欧州・アジア主要各国の輸出管理法制度及び運用実態に関する調査・分析を定期的且つ継続的に実施する。

i. 米国輸出管理法制度調査グループ

- ① 米国輸出管理法制度解説の更新を行う。
- ② EAR (米国輸出管理規則) 改正内容の継続調査・分析を行う。
- ③ 商務省、財務省、国務省等の輸出管理・ガイダンス・規則の分析を行う。
- ④ EAR違反制裁事例の継続分析を行う。
- ⑤ 米国輸出管理制度改革の内容・進捗の分析を継続する。

ii. 欧州輸出管理法制度調査グループ

- ① 既調査国の調査・分析を継続し、内容の更新を行う。
- ② 新規調査対象国を検討する。

3) アジア輸出管理法制度調査グループ

- ① 既調査国の調査・分析を継続し、内容の更新を行う。
- ② 新規調査対象国を検討する。

(5) CISTEC 輸出管理情報提供サービスのあり方の検討

- 1) チェーサー情報の改善策の提言
- 2) 総合データベース等の改善策の提言

2. 総合部会の活動成果

以下は、平成26年度の輸出管理のあり方専門委員会、制度専門委員会、国際関係専門委員会の活動成果を総括したものである。

2.1 提言及びその成果

本年度も各専門委員会において、我が国の規制・手続に関してそれぞれの立場から、各種の合理化・簡素化提言活動を行った。以下に概略を示す。

1) 我が国の輸出管理のあり方の検討および提言 (輸出管理のあり方専門委員会)

(1) より明確で適切な輸出管理を行うための調査・検討

我が国の輸出管理のあり方について検討してきたところであり、その結果に基づく安全保障輸出管理に係る法制度・運用の見直しに関する包括的要望を4年にわたり要望してきた。今年度は論点整理を行い、その討議の結果を基に経済産業省と意見交換を実施した。これを踏まえ、管理課、審査課、検査官室ごとに項目を分けた要望書を2月に提出した。

またHSコードの輸出管理への利用による該非判定作業の低減に関しサブWGを立ち上げ、討議を行ったが、有効性が認められないとの結論に達した。

(2) 輸出規制品区分番号の国際化の検討

昨年度までの活動結果を受け、本年度は読替表作成のためのベースとなる読替表(素案)の作成作業を行った。貨物の読替表(素案)に関しては7月に完成し経済産業省に提出した。役務に関しては「プログラムと技術を分けて規定していただきたい」との産業界からの要望に対し、経済産業省から検討を行う旨の提示を受け、プログラムと技術を分ける方向で役務読替表素案を作成した。

経済産業省に対し、貨物の読替表(素案)を提出に続き、役務の読替表(素案)の提出を3月末に予定しており、これを基に経済産業省に対し、早期の国際化推進をお願いする。

2) 企業の自主管理に関する検討 (輸出管理のあり方専門委員会)

(1) 該非判定書の企業間業務負担軽減化

「非該当及び対象外品目の企業Web掲載」と「明らかに対象外又は非該当である基準リストのCISTEC HP掲載」を要望した。

(2) 「海外子会社への指導について参考となる事例」の紹介

各社の海外グループ会社に対する指導状況の説明があり、検討を行った。

(3) 「中国向け取引の軍事用途管理」について意見交換

中国の軍事用途の悩ましい点、苦労点及び、どの方向に進めたいかについて意見交換を行った。その結果、中国需要者情報の取り方の難しさ、現地拠点の活用の問題、納入後の問題等が抽出され、今後も引き続き検討することになった。

(4) 標準的監査のあり方

基本的に監査で使うチェックシートをモデル CP 想定で、ある程度輸出管理を経験している人の参考事例になるものを作成するという趣旨で活動を行い、監査標準化チェックリストは、CISTEC HP の賛助会員コーナーに掲載し、その概要を CISTEC ジャーナルでも紹介した。

(5) グループ CP・グループ包括許可制度の検討

会社組織形態の多様化に対し、現状の法人単位での輸出管理の対応が、直面する又は今後発生しうる課題や問題点について議論を行った。グループ共通の CP を前提として特別一般包括許可を認める制度をテーマとし制度案を審議していくことになった。

(6) 日本企業の各国・地域現地法人用安全保障貿易管理ガイドンスの新規作成、見直し

「海外拠点のための安全保障貿易管理ガイドンス（マレーシア編）」と、「同ガイドンス（ドイツ編）」作成に加えて、韓国編の見直しを開始した。

(a) マレーシア

法制度（STA2010）の特徴・留意点、ICP、業務フローと、該非判定、取引審査、許可申請を始めとする各種手続きについて関連実務をできるだけ分かり易く説明し、かつ参考となる該非判定書、取引審査票を作成して解説したガイドンスを平成26年6月に発刊した。

(b) ドイツ

- ① 各企業等が実際に自主管理体制を構築、強化するために有用と思われる事項
- ② 所管官庁への該非判定などの相談、ライセンス申請方法、ウェブページ使用方法等
- ③ EU 及びドイツ固有の特徴・留意点
等をできるだけ、具体的かつ実物の取引審査票等を収録して解説したガイドンスを平成26年11月に発刊した。

(c) 韓国

2014年1月に大幅な法令改正が実施された韓国に対して、ガイドンス＜韓国編＞の改訂に取り組むこととなった。ガイドンスは、2015年春に改訂版を発刊する予定。

3) 安全保障貿易情報サービスの検討 （輸出管理のあり方専門委員会）

DPL・チェーサー情報の改善、総合データベース等にかかわる改善等、CISTECが行っている安全保障貿易情報提供サービス全般について、討議・検討を行った。

- ① 総合データベース等、情報提供サービスの利活用促進

総合データベースコンテンツの利活用促進のため、賛助会員を対象とした「CISTEC サービスご紹介フェア」が開催された。ご紹介フェアに対して有益であったと総括するとともに、次年度以降も開催される場合の参考としてコンセプトの明確化、「サービスガイドブック」の内容や更新に関する改善等の観点で意見をまとめた。

② 期初アンケート要望への CISTEC 対応について

アンケートで寄せられた要望事項について、CISTEC の各サービス担当者より対応について説明を受け CISTEC 対応に問題ないことを確認した。

4) わが国の輸出管理制度、手続の合理化、明確化、簡素化のための検討、要望

(制度専門委員会)

(1) 合理化・簡素化に向けての制度検討及び要望

① 包括許可制度の見直しに関する要望

一昨年度から包括許可制度の一部見直しにより、制度の利活用を促進し、経済活動と安全保障のバランスを図るべく検討を行ってきた。今年度は昨年度提出した要望書に対する経済産業省からの回答を基に、更に検討を重ね、経済産業省との意見交換を実施し、その結果を踏まえて特定包括許可及び特定子会社包括許可に係る要望書を纏め平成 27 年 2 月 20 日に提出した。

i. 特定包括許可；

継続的取引要件の明確化による許可実績の取扱・運用に関する措置検討

ii. 特定子会社包括許可；

申請者要件の緩和、許可証利用者の拡大、電子申請手続の対象化と実地監査要件の運用明確化

② 誓約書制度見直しに関する要望案

誓約書の有効期限、署名者、更に事前同意を含む誓約書全般について、ビジネス活動に支障をきたす問題点を議論し、要望書案を纏めた。今後、経済産業省との意見交換を行った後に、要望書として提出する予定。

■ 要望書案概要

1) 旧誓約書に係る事前同意手続きについて

一元的な誓約書の手続き管理が困難等の理由により、新旧両誓約書を既に提出している需要者から新誓約書を取得せずとも、旧誓約書を読み替えることにより、再販売、再移転の際の事前同意を不要としていただきたい。

2) 展示会出品等のため積み戻し前提で輸出する場合の誓約書及び事前同意の取扱い

積み戻しにおいては、許可条件に積み戻し報告が付されているので、提出を義務付けられている誓約書については、不要としていただきたい。

3) ホワイト国への再輸出に係る誓約書の取扱いの明確化について

ホワイト国への再輸出の際、当該ホワイト国の再輸出先から輸出者宛の誓

約書も不要であることを確認したい。

4) 誓約書の署名者に関する要望

提出書類通達では、誓約書の署名者は、「需要者等の代表者又は委任された者とする」とあるが、諸外国の例に合わせ、過去の日本の実情に合った運用に戻し、当該輸出契約の署名者や輸出貨物等を実際に管理する部門責任者等の署名をも認めていただきたい。

5) 誓約書の様式及び注意事項の中国語版作成要望

和文、英文の理解困難な需要者に対し不安無く説明に使用できる、誓約書様式及び注意事項の中国語版を設けて経済産業省のホームページに掲載いただきたい。

③ 役務通達でいう技術（特定の情報）等の明確化

外為法での技術規制の考え方の根拠となる技術の定義については、役務通達用語の解釈の中で、「技術とは、貨物の設計、製造又は使用に必要な特定の情報をいう」と規定されているが、「特定の情報」についての解釈や指針がない状況にある。従い、昨年度に引き続き、技術の明確化の為に検討を行った。

- i. 技術（特定の情報）にあたるかどうか判断に迷う事例を収集し、意見交換を行った。
- ii. 技術（特定の情報）の解釈以外で判断に迷うケースとしては、「必要な技術」の解釈、「口頭での技術提供」や「取引」に関する法令解釈、「使用技術における必要な技術」、等の事例が出された。「使用技術における必要な技術」については、判断の上で難しく、多くの意見が出された。

④ 「外国における居住者間の技術提供に関する規制除外要望」のフォロー

平成26年5月29日に安全保障貿易審査課との面談の際に得られた見解に基づき、本要望を引き続きフォローするか、WG参加委員向けにアンケートにて意見を確認したところ、本件についてはこれ以上フォローしないことで、WGの了承を得た。

⑤ 装置一体型プログラムに係る貿易外省令第9条第2項第十四号ハ等の改正要望

昨年度、経済産業省に提出した「装置内蔵プログラムの貨物機能みなし判定化に関する要望」に関し、宿題となった点（①貿易外省令第9条第2項第十四号ハとの整合性、②該非判定の効率化の定量的効果）の検討及び調査を行い、「装置一体型プログラムにかかる貿易外省令第9条第2項第十四号ハ等の改正要望」として纏め、経済産業省と意見交換を実施した。その結果、次の点が継続検討課題となった。

- i. 各項番の貨物毎に、本要望案の有益性とわかりやすさ等の調査。
- ii. 使用技術告示の適用から除くことに対するリスク確認（特に1項該当品）。

2.2 輸出管理の的確化・効率化のためのその他の活動

1) 以下のマニュアル、ガイダンスの検討を行った。

(制度専門委員会)

① 許可申請手続 Q&A マニュアル

平成26年10月に出版することができた。「輸出許可申請手続マニュアル」のQ&A、経済産業省HPのQ&A及びCISTECジャーナルの関連Q&Aの内容を改めて見直し、更に、役務分科会で検討していた役務提供のQ&Aを加え、許可申請全般から特例まで10項目に整理した。更に昨年4月に公表のあった防衛装備移転三原則に関するQ&A、及び輸出許可申請等の電子申請に関し、NACCS貿易管理サブシステム等のQ&Aを充実させ、各Q&Aごとに貨物、役務、貨物・役務共通の3区分を付け、巻末に経済産業省のHPに掲載している「効率的な申請のために」を添付した

② 役務取引ガイダンスの見直し

現行版ガイダンス作成以降の法令等の改正を反映させ、また、よりわかりやすいガイダンスとすることを目的として、WGの委員の視点で疑問点や不明確な内容等の洗い出し及び検討を行い、改訂版ガイダンスを作成し、経済産業省に平成27年1月16日に査閲を依頼した。主な改訂点は次の通り。

i. 平成26年9月15日施行の政省令等改正等を反映した。

- ・ 輸出令別表第三の二 「中央アフリカ」追加
- ・ 貿易外省令第9条第2項第十四号ホ及びへの改訂
- ・ 役務通達 用語の解釈中の「貨物等省令第21条第1項第七号、第八号の二、第九号、第十号、第十五号又は第十七号の規定中のプログラム」、いわゆる『市販暗号プログラムの市販暗号要件』の改訂に関する項番の修正

ii. 平成21年の外為法改正については、改正後5年以上経過しており、本ガイダンスの読者にとっては歴史的な経緯はあまり重要ではないと判断し、書きぶりを変更した。

2) その他 (税関説明会)

(制度専門委員会)

昨年度に引続き、今年度も平成26年12月4日にCISTEC主催の無料セミナーとして税関説明会を実施した。東京税関と財務省関税局から講師をお招きし、輸出通関の現状と最近の事件事例等の紹介、通関書類の電子化の説明をいただいた。税関説明会に先立ち、制度・手続分科会委員を対象に、事前に税関業務に関する確認、質問事項のアンケートを取り、その結果を税関講師に事前にお渡しし、説明会の質疑応答で回答を頂くことができた。

当日は、約 250 名の参加があり、質疑応答では主査が司会を担当し補足説明をするなど、スムーズな進行を図ることができた。来場者のアンケート結果でも、今後も引き続き開催して欲しいという希望が多く出された。

2.3 国際交流

(国際関係専門委員会)

1) CISTEC 2014 年 欧州政府及び産業界との対話を通じた調査の実施

本年度は、13 名の欧州調査団を結成し、2014 年 11 月 6 日から 10 日間の日程で、政府、企業等 7 か所(4 か国)を訪問した。今回は、訪欧期間中にベルリンの壁崩壊 25 周年記念日(11 月 9 日)を迎えるという歴史の流れを感じる一方、ウクライナ問題を巡って対ロシア制裁が拡大するという、大きく動く国際情勢の下に対話を進める形となった。

訪問先は下記である。

- (1) クロアチア外務・欧州問題省(Ministry of Foreign and European Affairs)
- (2) シーメンス社(Siemens AG)
- (3) ドイツ連邦経済輸出管理局(Federal Office of Economic Affairs and Export Control(BAFA))
- (4) 欧州委員会(European Commission (EC))
- (5) Flemish Peace Institute (FPI)
- (6) 英国 ビジネス・イノベーション・技能省 輸出管理局 (Export Control Organisation, Department for Business, Innovation & Skills (BIS ECO))
及びベーカー&マッケンジー法律事務所(ロンドン) (Baker & McKenzie LLP, London)
- (7) 英国宇宙防衛輸出産業団体(Export Group for Aerospace & Defence (EGAD))

上記の内(1)(2)(5)は初めての訪問先であり、この調査団による活動の更なる拡がりを示すものである。また、毎回訪問を重ねている(3)BAFA に於いては、総勢 150 名のスタッフを率いる輸出管理部門のトップが初めて出席し、終始我々との対話に応じてくれた。これは、我々 CISTEC の存在感が更に一段高まったことを物語るものである。

2) 訪欧報告書の作成及び報告会

訪問内容は、2014 年 12 月 24 日に開催した報告会にて発表すると共に、2015 年 1 月発行の CISTEC Journal 上で詳細に報告した。更に、3 月発行の CISTEC Journal にはドイツにおける「輸出者のための輸出管理制度改革」に関する記事を掲載予定である。

3) その他の交流活動

① 米国商務省 BIS との面談

2014年4月に、分科会の一部メンバーが来日中の米国商務省 BIS のウルフ次官補と面談し、意見交換を行った。進行中の米国輸出管理制度改革を中心に意見を交わしたが、USML から CCL への品目移行を主体とする制度改革には、再輸出者となる日本企業にとってのメリットが見出し難い。

② 韓国 KOSTI 及び韓国企業との面談

2014年9月に、分科会の一部メンバーが韓国の訪日団と面談し、意見交換を行った。韓国では2014年1月に大幅な制度改革があり、続いて9月にも追加の改正が予定されていた為、最新の状況を把握する好機となった。

③ 台湾經濟部国際貿易局との面談

2014年11月に、分科会の一部メンバーが台湾の訪日団と面談し、意見交換を行った。台湾では、2014年4月に日米を仕向地に限定した少額特例及び ICP 認定業者向け特例制度が導入された。これにより、台湾における ICP 制度の普及に漸く弾みがついてきたとのこと。また、台湾も規制品目リストとして EU のリストを採用している為、日本における規制番号国際化の動きにも関心が高い様子であった。

④ Baker & McKenzie 法律事務所との面談

2015年1月に、分科会の一部メンバーが Baker & McKenzie 法律事務所の訪日団と面談し、意見交換を行った。当方から本年度の訪欧内容を簡単に説明すると共に、先方から米国及び EU のイランやロシアに対する経済制裁並びに輸出管理に関する最近の動きにつき報告を受け、質疑応答を行った。尚、訪欧時に得た協力に対して謝意を表すると共に、来年度に見込まれる訪米について協力を要請した。

⑤ 国連イラン制裁専門家パネルとの面談

2015年1月に、分科会の一部メンバーが国連の訪日団と面談し、日本企業による自主管理内容及びイラン向けビジネスに対する取り組み姿勢を紹介した。尚、相手メンバーの多くは、昨年度の米国訪問調査団が国連にて面談した方々でもあり、今回の日本での再会は、両者の関係が更に深まる良い機会となった。

2.4 調査・研究活動の成果等

(国際関係専門委員会)

1) 各国法制度の調査

今年度も米州、欧州、及びアジアの3地域に分けて主要各国における法制度の動向を調査した。各委員の努力が実り、各国毎の調査結果を「輸出管理ガイダンス」として発行する。「輸出管理ガイダンス」の発行そのものが海外法制度分科会における最大の成果であるが、ここでは各地域に関する特記事項を記載のうえ、その補足とする。

① 米州

米州では、米国、カナダの法制度に関する動向調査を行った。米国については、

国際レジームの合意事項の EAR への反映以外にも、イラン制裁、ロシア制裁及びキューバ制裁緩和の動きを含む内容を分析の上、その詳細を「輸出管理ガイダンス」として取りまとめた。カナダについても、国際レジームの合意事項に基づくリスト改正の更新内容を盛り込むと共に、国連安保理と連動した制裁措置の動きを「輸出管理ガイダンス」に盛り込んだ。

② 欧州

欧州グループは、委員のニーズも踏まえ、概要調査を EU および 12 ヶ国、詳細調査を EU および 8 カ国とした。調査対象国の「輸出管理ガイダンス」作成に当たっては、用語、構成の統一性確保を目的に統一用語集、標準目次構成等を作成し、「輸出管理ガイダンス」の構成、記載内容の標準化を図った。また、国際交流分科会の今年度の訪問先が欧州であることをふまえ、早い段階から同分科会の動向に注意を払い、情報共有する中で、今年度の「輸出管理ガイダンス」の改訂に役立てた。

③ アジア

アジアグループは昨年度と同様に中国、韓国、シンガポール、マレーシアを含む 14 ヶ国・地域の調査を継続し、「輸出管理ガイダンス」を発行する。新たに輸出管理法制度が制定された国・地域はなく、また大幅な制度改正もなかったが、韓国では昨年的大幅改正に関連する追加改訂が、台湾では日米向け輸出を対象とした特例制度が導入されている。これらも含め、ここ一年間の法制度動向を更新し、「輸出管理ガイダンス」として取りまとめた。

3. 総合部会の今後の課題

1) 我が国の輸出管理制度・手続の適正化、合理化のための調査、検討及び提言

- ① より明確で適切な輸出管理を行うための調査・提言等
- ② 輸出規制品区分番号の国際化実現の活動推進
- ③ 各種制度見直しに関する検討及び経済産業省に対する窓口としての活動
(以上①～③ 輸出管理のあり方専門委員会)
- ④ 「技術」(特定の情報)の明確化については、ここ数年の活動を通じて、個別事案毎に整理、検討を行った結果、一定の蓄積が得られた。その成果は、役務ガイダンスの中にも追記、整理されて来た。一方、使用の技術については、「必要な技術」をめぐっているいろいろな考え方があり、今後の検討テーマの候補の一つと考える。
- ⑤ 『装置一体型プログラムに係る貿易外省令第9条第2項第十四号ハ等の改正要望』に関しては、確認事項について対応する。
- ⑥ 役務取引ガイダンス改訂WGで作成したガイダンスドラフトを現在、経済産業省にて確認頂いているが、確認完了次第、できるだけ早く発行する。

(以上④～⑥ 制度専門委員会)

2) 企業の輸出管理の適正化・効率化のための調査、検討並びに支援

(輸出管理のあり方専門委員会)

- ① 適正な自主管理のあり方や現状の問題点について活発な議論を行い、合理的かつ適正な管理について実務に基づく提言を行う。そして、企業に過度な負担が掛からない、自主管理の考え方や運用の共有化を図る。
- ② 海外拠点のための海外拠点ガイダンスについて、活動開始が遅れている米国SWGを立ち上げ、活動を推進する。さらに新たな国・地域についてガイダンス作成を継続するかは分科会で議論の上決定する。

3) 海外法制度・運用の調査、比較分析、および国際交流の推進

(国際関係専門委員会)

- ① 海外主要輸出関連機関との交流の継続・促進
- ② 米欧及びアジアの産業団体、企業との交流・意見交換の継続、協力関係の深化
- ③ 米欧及びアジア主要国の輸出管理法制度の動向調査及び運用実態の調査継続
- ④ 輸出管理制度の国際ハーモナイゼーションの調査・分析及びそれへの貢献
- ⑤ CISTEC 他委員会・分科会活動との連携の強化と効率化

4) 安全保障貿易情報提供サービス全般の検討

(輸出管理のあり方専門委員会)

イベント形式のフェア開催の形態にこだわらず、多様な方法による継続的なPRに関する検討や、総合データベース等、情報提供サービスが、利用者にとって更に効果的で使い易いものとなるよう意見集約を行う。



平成26年度 第2回 総合部